

平成25年(厚)第818号

平成26年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金の支給を、平成〇年〇月から停止するとした処分の取り消しを求めるということである。

#### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、胸郭出口症候群(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める3級14号に該当するとして、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、厚年法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書(以下「本件診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に掲げる3級の程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同年〇月から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

#### 第3 当審査会の判断

- 1 障害厚生年金は、受給権者が厚年令別表第1に掲げる程度(障害等級3級)以上の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。
- 2 本件の場合、請求人が受給していた平

成〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級3級の障害厚生年金は、傷病コードを「27」(注:その他(筋ジストロフィー、筋無力症、スモンを含む))とする当該傷病である「胸郭出口症候群」をその認定対象とするものであり、現状診断書の傷病名として併記されている「高次脳性機能障害」及び「身体表現性障害」については、当該傷病と相当因果関係のない別傷病であり、認定対象とすることはできないことから、本件の問題点は、現状診断書提出日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に掲げる3級の程度以上に該当しないと認めることができるかどうかということである。

- 3 本件診断書によれば、本件障害の状態は主として両上肢の障害と認められるところ、それにより障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に、「一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」(5号)、「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(12号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が掲げられている。そうして、前記14号に当たる障害は、厚年令別表第2(障害手当金)に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件として3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には、「一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの」(10号)及び「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(21号)が掲げられている。

そして、厚年法及び国年法上の障害の

程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると思料するものである。

認定基準の第3第1章第7節／肢体の障害（平成24年9月1日改正）の「第1 上肢の障害」によれば、上肢の障害は、機能障害、欠損障害及び変形障害に区分し、「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動揺関節）をいい、「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の他動可動域が健側の他動可動域の3分の2以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すものをいうとされ、また、関節に著しい機能障害がない場合であっても、関節に機能障害を残すもの（「関節の他動可動域が健側の他動可動域の5分の4以下に制限されたもの」又は「これと同程度の障害を残すもの（例えば、固定装具を必要としない程度の動揺関節、習慣性脱臼）」をいう。）に該当する場合は、認定基準第3第2章「併合等認定基準（併合判定参考表の12号）」にも留意することとされている。さらに、「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、上肢の3大関節中1関節が不良肢位で強直しているもの）又は両上肢に機能障害を残すもの（例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の筋力が半減しているもの）をいい、両上肢に障害がある場合の認定に当

たっては、上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定するとされている。

また、認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」によると、「傷病が治らないもの」であって、3級の14号と認定したものについては、経過観察を行い、症状が固定に達したものは、3級の14号に該当しないものとするとしている。そうして、認定基準の「第1 一般的事項」（平成24年9月1日改正）によれば、「傷病が治った状態」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされている。

さらに、認定基準第3第2章（以下「同章」という。）の「第2節／併合（加重）認定」によれば、2つの障害が併存する場合には、個々の障害の状態について、併合判定参考表における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合（加重）認定表による併合番号を求め、障害の程度を認定するとされている。なお、同章の別表として、併合判定参考表、併合（加重）認定表が定められているが、これらの掲記は省略する。

そうして、本件障害の状態は、本件診断書によれば、最近一年間の治療の内容等は、「H〇年〇月〇日に来院以後、しばらく来院なく H〇年〇月〇日に再来院された。」とされ、障害の状態（平成〇年〇月〇日現症）をみると、両上肢の肘関節より末梢の部位に、左右対称性に感覚障害があると図示されており、随伴する脊髄・根症状などの臨床症状には、「両上肢の知覚鈍麻」と記載されている。麻痺は、起因部位（末梢神経性）、種類及びその程度（感覚麻痺（異常））、四肢腱反射は正常で、バビンスキー反射等の病的反射はなく、脊柱の障害はなく、握力は左右とも18kg、手（足）指関節

の他動可動域は、斜線で抹消されている。上肢関節可動域及び筋力をみると、肩関節他動可動域（屈曲＋外転）は、左右ともに合計270度で、参考可動域の合計360度に対し、それぞれ5分の4以下に制限されているが、肘関節（屈曲＋伸展）、手関節（背屈＋掌屈）に明らかな可動域制限はない。肩関節、肘関節、手関節の筋力は、いずれもやや減ないし正常とされている。上肢機能に関連する日常生活動作の障害の程度をみると、タオルを絞る（水がきれる程度）（両手）、ひもを結ぶ（両手）、用便の処置をする（尻のところに手をやる）（右・左）は、一人でできるが非常に不自由、用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）（右・左）、上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ、ワイシャツを着てボタンをとめる）（両手）は、一人でできてもやや不自由、その他のつまむ（新聞紙が引き抜けない程度）（右・左）、握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）（右・左）、さじで食事をする（右・左）、顔を洗う（顔に手のひらをつける）（右・左）は、いずれも一人でうまくできるとされている。補助用具は使用せず、その他の精神・身体の障害の状態は、「身体表現性障害、高次脳機能障害あり、精神科通院中」、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活は支障を来しており、労働能力には相当の障害を認めている。」、予後は不詳とされている。

以上のような本件障害の状態は、両上肢の肩関節の機能に局限した障害であり、左右肩関節他動可動域は、それぞれ5分の4以下に制限され、それらは「一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの」として、併合判定参考表の12号に該当し、左右の障害を併合（加重）認定の手法を用いて認定すると、12号と12号の併合番号は11号になるが、それは、厚年令別表第1（併合番号5号から7号まで）及び厚年令別表第2（併合番号8号から10号まで）に掲げるいずれの程度にも該当しない。また、

左右上肢の3大関節中の肘関節、手関節には他動可動域制限はなく、筋力も「やや減」ないし「正常」であることから、「一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」あるいは「両上肢に機能障害を残すもの」には該当しない。

なお、請求人は、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって厚生労働大臣が定めるもの」に該当する旨主張しているが、既に記載したように本件障害の状態は、厚年令別表第2（障害手当金）に定める障害の程度に該当しない程度であるので、当該傷病の症状固定の有無にかかわらず、本件障害の状態が3級14号に該当すると認められない。

- 4 そうすると、本件障害の状態は、厚年令別表第1に掲げる5号及び12号に該当しないことはもとより、厚年令別表第2に掲げる10号及び21号にも該当しない。もとよりそれより重い国民年金法施行令別表（1級及び2級）に定める程度にも該当しない。
- 5 よって、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。